学位記等再交付の取り扱いに関する規則

規定第614号

一部改正 2002年 1月 1日

(規則の制定)

第1条 本学の卒業者及び大学院各課程修了者並びに論文による学位取得者(以下「卒業者等」という。) に対して、卒業証書又は学位記(以下「学位記等」という。) を再交付する場合の取り扱いについては、この規則の定めるところによる。

(規則適用の範囲)

- 第2条 この規則は、次の各号に規定する者に対して適用する。
 - (1) 大学院各課程修了者及び論文による博士学位取得者
 - (2) 学部卒業者
 - (3) 旧制学部卒業者
 - (4) 短期大学部卒業者
 - (5) 専門部卒業者
 - (6) 高等師範部卒業者
 - (7) 工業専門学校卒業者

(再交付の要件)

- 第3条 卒業者等から、次の各号の一に該当する理由により所定の「学位記等再交付願」が提出され、 学務部長が適当と認めた場合に学位記等を再交付する。
- (1) 不測の事故による焼失
- (2) 不可抗力による紛失
- (3) その他やむを得ない事情による破損等
- 2 再交付の願い出にあたっては、学位記等の焼失、紛失等の理由を証明するに足る公的機関等発行の 証明書を添付させるものとする。
- 3 代理人が再交付を願い出る場合には委任状を添付させるものとする。ただし、この規則の適用者が 死亡している場合は、この限りでない。

(学位記等と書類の様式)

- 第4条 学位記等の様式は第2条第1項の各号適用者により、次の各号のとおりとする。なお、各号とも氏名の前に卒業年月日又は修了年月日を記載する。
 - (1) 第1号及び第2号に規定するものについては、再交付時の前年度の学位記と同一のものとする。
- (2) 第3号から第7号に規定するものについては、卒業証として作成したものとする。

(授与者)

第5条 再交付する学位記等に記載する授与者名は、第2条第1項第1号及び第3号から第7号に規定する者に対しては再交付時の総長名とし、第1項第2号に規定する者には、再交付時の総長名と当該学部の学部長名を併記する。

(授与年月日)

第6条 再交付する学位記等に記載する授与年月日は、再交付を願い出た月の翌月1日とする。

(再交付手数料)

第7条 学位記等を再交付する場合の手数料は、1通1万円とする。

付 則

- 1 この規則は、1999年4月1日から施行する。
- 2 この規則は、2002年1月1日から一部改正し施行する。